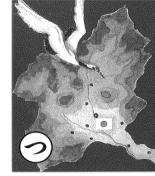




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日(火) 号外(第18号)

目次

	ページ
○群馬県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)	2
○群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	6

■ 条 例

群馬県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第四十二号

群馬県税条例等の一部を改正する条例

(群馬県税条例の一部改正)

第一条 群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第七十二条の四十五第二項」を「法第七十二条の四十五第二項」に改め、同条第五項中「所得割(」を「所得割等(」に、「にあつては、」を「の」に、「とする」を「又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう」に、「所得割等」というを「同じ」に、「収入割」を「収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。第五十五条において同じ。)」に改める。

第四十五条第二項中「第六十六条の七第四項及び第十項」を「第六十六条の七第五項及び第十一項」に、「同法第六十六条の七第四項」を「同法第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第五十条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「(次号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして施行規則第三条の十四第一項に定めるものを含む。以下この章において「小売電気事業等」という。)及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(これに準ずるものとして施行規則第三条の十四第二項に定めるものを含む。以下この章において「発電事業等」という。)(次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額
第五十条の二第四項中「による完全支配関係」の下に「(同法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。)」を加える。

第五十条の二の二第六項の表第五十三条第三項第一号の項中「第五十三条第三項第一号」を「第五十三条第四項第一号」に改め、同表第五十三条第一項第三号及び第三項第三号の項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同表中

第五十三条第三項	法人で	受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
----------	-----	---

第五十三条第三項第一号	合計額	合計額(受託法人であるものにあつては、イに掲げる金額)
第五十三条第四項	法人で	受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で

第五十一条第一項中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 付加価値割 各事業年度の付加価値額
 - 二 資本割 各事業年度の資本金等の額
 - 三 所得割 各事業年度の所得
 - 四 収入割 各事業年度の収入金額
- 第五十一条第二項中「前項第一号イ」を「前項第一号」に、「同号ロ」を「同項第二号」に、「同号ハ」を「同項第三号」に、「前項第二号」を「同項第四号」に改める。
- 第五十二条第一項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。
- 第五十三条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給

業」の下に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第五十条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の税率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七の税率を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五の税率を乗じて得た金額

二 第五十条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の税率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五の税率を乗じて得た金額

第五十三条の三第一項中「又は所得」を「所得又は収入金額」に改める。

第五十五条第一項中「収入割」を「収入割等」に改める。

第五十七条の二中「施行令第三十五条の四の五」を「法第七十二条の七十六」に、

「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五」に改める。

第九十四条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)」に、「同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、

「第七十四条の六第二項」を「第七十四条の六第三項」に改め、「書類を」の下に

「施行規則第八条の四第二項に定めるところにより」を加え、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、

同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第九十

四条の三第一項又は第三項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る

部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、

かつ、施行規則第八条の四第一項に定めるところにより当該製造たばこの売渡し

又は消費等が前項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該

当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第九十四条の三第一項中「第九十四条第二項」を「第九十四条第三項」に改める。

第四百七十七条の二第四項中「県内」を「法の施行地内」に改める。

第四百七十七条の七第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第二号イ(2)及びロ(2)、同条第

二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)並びに同条第四項中「平成三十二年基準エネルギー

消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第六十一条の二第二項第二号中「古物営業法の一部を改正する法律(平成七年

法律第六十六号)附則第四条第一項又は第四項」を「古物営業法の一部を改正する

法律(平成三十年法律第二十一号)附則第三条第一項又は第四項」に改める。

附則第八条の三第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」

に、「行つた」を「行う」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条

第三項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二・

九」を「百分の五・七」に改める。

附則第十条第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改

める。

附則第十二条第一項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中

「令和二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三

十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十二

号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十二条の二中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二

項第十三号」に改める。

附則第十四条の三の三第三項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十

二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

附則第十五条第一項中「第五十条第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加

え、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「第五

十条第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、同項第二号中「百分の九

十」を「百分の九十五」に改める。

附則第十五条の二中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

附則第十五条の三第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一

日」に、「百分の十」を「百分の二十」に改める。

附則第十七条第一項及び第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三

十一日」に改める。

附則第二十二條の五第一項の表七の項を次のように改める。

七 削除

附則第二十三條第一項第一号中「及び次条」を、「次条及び附則第二十三條の三第一項第二号」に改め、同条第三項第四号及び第五号並びに第四項第一号及び第二号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第二十三條の二第一項中「第六項」の下に「並びに次条第一項第二号」を加え、同条に次の二項を加える。

10 ローターエンジンを原動機とする自動車については、ロータリーエンジンの一つの作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値を当該自動車の総排気量とみなして、第一項及び第六項の規定を適用する。

11 電気を動力源とする自動車については、総排気量が一リットル以下の自動車とみなして、第一項及び第六項の規定を適用する。

附則第二十三條の三第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四百九十九條第一項第二号イからハまで、第三号イ(2)及びロ(同条第三項の規定により同条第一項第三号イ(1)に規定する税率を適用するものを除く。)

(これらの規定を同条第四項においてみなして適用する場合を含む。)に掲げる自動車のうち特定日の前日までに初回新規登録を受けた自動車であつて平成二十八年改正前の地方税法第四百五條第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自動車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第四百四十六條その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)

又は同日までに法の施行地外において第四百七條第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第五條の二に規定するものの用に

供されたことがある自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたもの
四万九千五百円

(群馬県条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県条例の一部を改正する条例(平成二十五年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日」に改める。

(群馬県条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 群馬県条例等の一部を改正する条例(平成二十七年群馬県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第十四項の表中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第四条 群馬県条例等の一部を改正する条例(平成二十八年群馬県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項及び第二項中「平成三十二年」を「令和二年度」に改め、同条第三項中「平成三十三年度及び平成三十四年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改める。

附則第七條第二項中「平成三十二年」を「令和二年度」に改める。

第五条 群馬県条例等の一部を改正する条例(平成三十年群馬県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第三号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第六号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第七号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第三條中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年」を「令和二年度」に改める。

附則第七條第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、

同条第三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「この項」を「この条」に、「三十二年十月新条例」を「二年十月新条例」に改め、同項の表中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「三十二年十月新条例」を「二年新条例」に改める。

附則第八条第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十三年新条例」を「三年新条例」に改め、同項の表中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「三十三年新条例」を「三年新条例」に改める。

(群馬県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 群馬県県税条例の一部を改正する条例(平成三十一年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中第十八条第一項、第五十条の二第四項、第五十七条の二、第四百四十七条の二第四項、第四百四十七条の七第一項、第二項及び第四項並びに附則第二十三条から第二十三条の三までの改正規定並びに第二条から第六条まで並びに附則第六条の規定については、公布の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の群馬県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお

従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第五十条第一項第三号に規定する小売電気事業等(以下この項において「小売電気事業等」という。)又は同号に規定する発電事業等(以下この項において「発電事業等」という。)を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。)の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前十年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

3 新条例附則第十五条の三第一項の規定(同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第三条 新条例附則第八条の三第一項及び第三項の規定(同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第二十二条の五第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに對して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに對して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の群馬県条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第二十二条の五第二項において準用する旧条例第四百四十六條の十第一項又は第四百四十六條の十一第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証又は免税証(旧条例附則第二十二条の五第一項の表七の項上欄に掲げる事業を営む者について同項下欄に掲げる用途に係るものに限る。)に係る旧条例附則第二十二条の五第二項において準用する旧条例第四百四十六條の十第三項又は第四百四十六條の十一第八項に規定する有効期間が施行日以後に満了する場合には、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和二年三月三十一日に満了したものとみなす。

(群馬県条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 群馬県条例の一部を改正する条例(令和元年群馬県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち附則第二十三条の二の改正規定を次のように改める。

附則第二十三条の二第一項中「第六項」を「第四項」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十三号

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
